

《資 料》

弁護士 H. グライヒェン執筆の1848年
ドイツ国民議会宛て請願書 (1)

松 尾 展 成

目 次

- (1) 初めに
- (2) グライヒェン執筆請願書要旨 (本号)

(1) 初めに

1848—49年の三月革命に際してドイツ各地の農村は、農業・土地問題に関する数多くの請願書を、フランクフルトのドイツ立憲国民議会に提出した。そして、その中にはザクセンの多くの農村が含まれていた。これは、同議会の議事録 Wigard 1848⁽¹⁾に基づく優れた研究、柳澤 1974⁽²⁾によって明らかにされた。

ザクセンからの請願書の中に、H. グライヒェン執筆のパンフレット⁽³⁾を主文とするものがある。このパンフレット (序文 (S. 3) の日付けは1848年5月18日) の要旨を(2)で紹介する。その場合、隔字体と太字体の単語は普通字体のそれと区別しなかった。

著者ゴットロープ・ハインリヒ・グライヒェンは、ザクセン州立図書館所蔵の刊行ライプツィヒ住所録とライプツィヒ市立文書館所蔵の警察文書によれば、1803年に北ザクセンのフローブルク市に生まれ、75年にライプツィヒ市で没した。32年にはライプツィヒ大学法学部員外教授・ノイシェルビッツ Neuscherbitz (ライプツィヒ近郊) 領主裁判所長、あるいは、登録弁護士・公証人である。弁護士・公証人の肩書は68年まで続く。39年から49年までは償却特別委員会委員が、66—69年には植物栽培者が、

それに加わる。35年にはライプツィヒの市民で、弁護士、73—75年には法学者とされている。70—72年の刊行住所録には記載がない。この不記載は、彼がその時期に禁固刑（刑の理由は不明である。）に処せられていたからであろう。しかも、73年以後の住所は天文台街で、ここは貧民街であった。彼は晩年には思想的にフェルディナンド・ラサールに近かったようである⁽⁴⁾。尚、西ザクセンの騎士領リンバッハで賦役の償却に関する両当事者の協議が開始された時、リンバッハ村とオーバーフローナ村の農民（1835年）およびリンバッハ村の小屋住農（1836年）は彼等の法律的補佐人としてグライヒェンを選んだ⁽⁵⁾。

（注）

（1）Wigard 1848, 7 Bde.

（2）柳澤 1974, pp. 158—180.

（3）Graichen 1848(a).

（4）彼の著作と彼が編集した雑誌は、本号引用文献に示されたもの以外に、以下の通りである。

Gewerbsrechtliche Mittheilungen für Deutschland, (Herausgeber,) Bd. 1, H. 1—2, 1842.

Beleuchtung der Ungleichheiten und Gebrechen, welche sich bei Einführung des neuen Grundsteuersystems im Königreiche Sachsen, für den mit Feudallasten behafteten bäurlichen und bürgerlichen Grundbesitz, herausgestellt haben. Zum Behuf der Abstellung durch die jetzigen Volksvertreter, Leipzig 1949.

Ueber Landesfrohnen, Hofleistungsdienste, Hufengelder und andere alte Abgaben, welche den Charakter einer Steuer an sich tragen, sowie über Besteuerung der Realberechtigungen als fortgesetzte Beleuchtung der Ungleichheiten und Gebrechen, welche sich bei Einführung des neuen Grundsteuersystems im Königreiche Sachsen für den mit Feudallasten behafteten bäurlichen und bürgerlichen Grundbesitz herausgestellt haben, Leipzig 1949.

Bericht über Anbauversuche mit neuen landwirthschaftlichen Nutzpflanzen, Leipzig 1863.

Landwirthschaftliche Berichte über Naturkenntniß, Leipzig 1865.

Ferdinand Lassalle in seinen Bestrebungen zur Gebung der Arbeit und Menschenwürde, Leipzig 1865.

Gedanken über die Verbreitung und Anerkennung der Wahrheit mit der Lehre Lassalle's, Neuschönfeld [1865].

Patriotische Phantasien, Leipzig [1865].

Das Buch für Gartenfreunde, Leipzig 1868.

(5) Seydel 1908, S. 429-430, 433.

(2) グライヒェン執筆請願書要旨

国家市民の中の世襲的に特権的な一階級の制度、および、それと結び付いたレーエン制度は、ドイツ国民全体にとって、市民と農民にとって、そして、国王と諸侯にとってさえ、常に有害であった。国民の諸成果のために、また、人間としての人間のために反動の危険が消滅すべきであるならば、世襲貴族制度とレーエン制度は法律によって取り除かれねばならない (S. 5)。

何故なら、レーエン制度と世襲貴族を維持するためのあらゆる口実、それがどのように美しく響き、飾られていようとも、国民を監督し、屈服するという、唯一つの目標を常に持っていたからである。そのために、また、国民自身のゲマインデ事項への国民の真の、かつ、有効な関与のみが、すべての理性的な憲法の基本的特質であるので、国民を圧迫するだけのために、食欲と暴力によって導入された、全く不用なレーエン制度、および、それと結び付いている、今では古くなり、貴族によって全く貴くない仕方でも尚も固執されている、真理と調和しない保護・従属関係が、全ドイツで廃止されることは、緊急に必要であり、不可欠である。何故なら、さもなければ、長い干魃の後に再び発芽し始めた、国民という偉大な木は、満開となり、実を結ぶことは断じてできず、更に、国民の現時の高揚はその解体と破壊の、したがって、法的状況全体の完全な破滅の、前兆となるかもしれないからである (S. 5)。

先祖伝来の君主 [諸侯] に対するドイツ国民の生来の愛情は、大変大きく、その本性に深く根差していた。しかし、従来の大臣と封臣の、また、農民を苦しめ、圧迫する農場貴族の、誤った政策は、君主に対する国民のこの愛情を既に長い間弱めてきたし、完全に駆逐する恐れがある。君主の助言者である、この世襲貴族の前では、すべてのもの、誠実さ、信頼、正義、倫理、宗教、すなわち、天国でも地上でも妥当するすべてのものが、身を屈めねばならなかった。暴行と結び付いた欺瞞が、あの政策の要塞で

あった。しかし、今では神の雷鳴が彼等の頭上で鳴っている (S. 5-6)。

このような政策が支配している限り、君主と国民との間の恒常的な協和は存在しない。この政策が、それによって想定されていなかった、現時の国民運動を呼び起こしたのである。国民はその内外の法的関係の変更を要求している。文化と法律制定は、国民の事項であって、自由で豊かな発展のために真理を必要とし、それとともに、内外の敵に対する適切な保護を必要としている (S. 6)。

我々が再び自由な国民となるためには、何が必要であるか。答えは、レーエン制度と封建的諸負担の一扫、および、家産裁判所と世襲貴族の廃止である (S. 6)。

かつての騎士領領主は、立法とゲマインデ事項に対するすべての関与を国民から独断的に奪い、遂には、国民のすべての自由を奪った。彼等は、彼等が国民から奪い、抑圧したものを、特権・既得権と呼んでいる。彼等は邦のすべての負担を国民に負担させ、自分自身をそれから完全にあるいは大部分免除させ、古くさい封(レーエン)、保護および家産裁判権における従属関係によって、今も国民を屈服している (S. 6)。

従来全く確実であった多くのものが、最近の2ヶ月足らずの短期間に、力によって高所から奈落に突き落とされた。そこで、これまで非常に圧迫されてきた農村住民に、真実を率直かつ自由に話して、結果を神に委ねるのに、今は最も適した時期である (S. 6-7)。我々は、祖国ドイツにとって現在が持つ大きな意味を理解し、我々の力を国民の福祉と祖国全体の福祉に捧げることに使命を感じるので、沈黙することはできないし、沈黙してはならない (S. 7)。

史料を熟知した人々の証明する所では、現在の封地 (Lehngüter) ・騎士領は本来は、単なる職務地、俸給としての土地であった。それは、貨幣が殆ど流通していなかったので、生活のために役職者に与えられた土地であった。これらの土地と職務は当時は世襲的ではなかった。更に、これらの軍人・役人に、その職務区域内の全住民の、さまざまな現物給付と賦役が与えられる場合もあった。多くの役人は、彼等の影響力と職務の力を利用して、それを更に引き上げた (S. 7)。彼等の職務に基づく諸手段の中で、裁判官の権力が最も強力であり、住民は賃租と奉公を義務付けられていった (S. 8)。

かつては世襲的でなかった職務地・俸給としての土地は、それに属する職務、および、領民の異常に増大した給付・負担とともに、遂に世襲化され、今日のいわゆる封地・騎士領となった。そのために、殆どすべての封地・騎士領には、いわゆる家産裁判権が現在でも付着しており、これらの土地の所有者は、その農民との関係において、官憲と呼ばれている。世襲性の獲得後も、貧しい農民に対する圧迫は更に続き、かつて多数いた自由農民は、殆ど完全に消滅し、農奴制が全ドイツで殆ど一般化した（S. 8）。

封地・騎士領所有者の役職関係は完全に停止された。これらの土地の所有と利用のために、彼等が官職を処理することは、最早全くない。しかし、彼等（すなわち、世襲的な継承人あるいは取得者の継承人、最初の抑圧者の代理人）はこの給与地を、それと結び付いた、合法的ないし不法に発生し、拡大された、領民の諸給付・諸負担ともども、現在まで所有している。領民の、現在では何の根拠もない、さまざまな従属関係も、同じように存続している。したがって、これが農民諸負担と農場領主＝農民関係の第1の主要原因である（S. 8）。

第2の原因は自力自衛権である。武器の使用を許されなかった農民は、侵入し、略奪する騎士に報復できなかった。世襲化の達成後は、封地所有の不当な特権を我がものとした騎士、すなわち、封地・騎士領の所有者は、緊急事態でない時に、自力自衛権を行使した（S. 8）。武器を持たない農民は、封地所有者による不断の私闘・辻強盗と生命・財産の危機のために、保護領主に保護を求め、この領主に服従せざるをえなかった。農場領主に対する農民と全ゲマインデの従属関係の強化は、これに由来する。この保護のために農民は大量の負担を賦課された。騎士は、先ず農民にとって保護を必要ならしめ、次いで、強制されたこの保護のために、農民に再び支払わせたのである（S. 9）。

したがって、農民の現在の従属と全負担は、世襲的でなかった、役務地としての土地のかつての所有者、最初は、不法な役人、次いで、これらの土地の世襲性が不法に獲得された後では、保護領主に由来する。農民はこれらすべての給付・負担を、少しの反対給付なしに、何の根拠もなしに、現在の所有者、すなわち、かつての法律違反者の

後継者・代理人に、現在も支払わねばならない (S. 9)。

官職と保護によるすべての口実がなくなった後でも、農民の負担と賦役 (S. 9 の注に記されている、そのさまざまな名称は省略) は騎士領・封地所有者によって、君主に対する彼等の大きな影響力を通じて、また、彼等の裁判領民にとって強力な家産裁判所と警察の作用を通じて、さまざまな名目の下に大幅に引き上げられた。法的根拠なしに現在も尚存続している、これらの負担の軽減・縮小とそれの償却に、また、法と理性に反する、これらの関係の完全廃止に、反対する抵抗は、常に騎士領・封地所有者から来たし、現在もそうである。16世紀 (S. 13では1525年) の農民戦争は、騎士領所有者と聖職者の恣意的で耐え難い重圧によって、彼等の不法な裁判官によって、農民のすべての貢租・賦役の増加によって、そして、貧しい農民の非人間的な取り扱いによって生じた。農民の苦情は根拠があったが、顧慮されなかった (S. 9-10)。正当防衛は反逆罪として処罰され、南ドイツだけで5万の農民が打ち殺された (S. 10)。

しかし、これらの真実は、大臣・顧問官として政府を主導する農場・世襲貴族によって隠され、最近まで農民には知らされなかった。逆に、御用学者は、すべての農民的諸給付・負担は自由な契約によって生じ、神から任命された封地・騎士領所有者は、その土地の一部を、定住者である農民・農奴に、諸給付・負担の引き受けを条件として、配分したのであり、それらは償却を必要とする、と述べた。遂には、すべての農場領主的貢租は、貴族のかつての原初の所有権と双務的契約の結果であり、農民は、彼に与えられたもの以上を要求することはできない、したがって、いかなる法律も荘園領主に対して負担の償却を規定してはならず、すべては領主の自由意志による、と主張する御用歴史家さえ現れた (S. 10)。

しかし、これらすべては根拠がない。何故なら、近代に生じた、僅かな例外を一般化することはできないからである。自由は、タキトゥスによれば、すべてのドイツ諸部族の生活上不可欠の要素であり、立法、裁判、および、下は裁判官から上は国王に至る、すべての役人の選出、これらすべての権利は、国民によって行使されたからである。ドイツ国民は、農民を中心とした、武器を持つことができる自由民であったから、軍紀厳正なローマ軍を当時撃破したのであって、このように偉大な行為は一握りの騎

士領領主によっては到底なされえなかった（S. 10-11）。

カルル大帝の時代にも、ドイツ農民はこのような自由の状態にあった。農民、農耕地と農民ゲマインデは封地と騎士領よりも古くから存在していた。レーエン法と自力自衛権、更に、空気は人を農奴にする、という、後に導入されて、すべてを従属させた原則が、本来自由であった農民を屈服させた。そのために、レーエン法と自力自衛権の最盛期には、自由な農民と自由は世界から消え失せた。領主が命令し、定め、力によって主張したものは、今や法となった（S. 11）。

賦役、および、貨幣・穀物・食料品など各種の誅求は、恩恵ある命令者・強制領主によって甚だしく増大させられた。これらの、大部分は耕地と家屋に課される、年々の賦役・給付の他に、農民は、農場に従属する農奴である場合には、さまざまな人身的賃租を課された。苦しめられた者が死ぬと、慈悲深い領主は、残された財産から、最上のもの（ベストハウプトなど）を更に要求した（S. 12）。

したがって、レーエン制度と自力自衛権（1495年に廃止された）の力、中世のこれら二つの怪物が、かつては自由であったドイツ人農民層を屈服させた。それに対して、キリスト教、十字軍と都市は相当の軽減を農民にもたらした。農民戦争は多くの農場領主に、彼の農奴あるいは農場所属農民の一層人間的な取り扱いを強いた。三十年戦争の荒廃と人口減少も同じ方向に作用した。君主は、専制的に抑圧された農民のために、有益な施策を実施した。領邦君主はとりわけ、御料地農民に世襲権を与えて、先行した（注）（S. 13）。近年では、皇帝ヨーゼフ二世による1782—84年の農奴制の一般的廃止等、幾つかの事例がある（S. 14）。（注。1550年のザクセンの法律は、レーエンゲルト〔保有移転賃租〕の不当な拡大と増徴を禁止した。著者のパンフレット Graichen 1848(b)を参照。S. 13-14。）

ザクセン王国でも、農場領主＝農民関係の調整のために1830年以来、多くのことが行われてきた（注。著者の関連著作として、Graichen 1841；Graichen 1842；Graichen 1845—46、がある。）。しかし、これだけでは尚十分ではない。何故なら、レーエン制度は、農民を苦しめる、その奇異な発露とともに、殆ど維持されているからである（S. 14）。

周知のように、ザクセンでは、他の多くの邦と同じように、土地の合法的所有権は裁判所における授封 (gerichtliche Belehnung) によってのみ獲得されうる。そして、後者は通例は、前の所有権者がその封を譲渡 (auflassen) した、という条件の下でのみ、行なわれうる。自然的所有権と市民的所有権とへの土地所有権の区分は、この原則に基づいている。封の譲渡なしには、封の引き渡し (Lehnsreichung) は適法に行なわれぬ、したがって、封の引き渡しが裁判官によって行なわれたとしても、土地の市民的所有権は獲得されえない、というのが、ザクセン法の原則である (S. 14)。そのために、土地の売買が官憲によって承認されたが、封の譲渡が承認文書に記入されていない場合には、買い手は土地の市民的所有権者と見なされない。封は、それが引き渡された人にも、適法に譲渡されうる。何故なら、それは国家の上級所有権——その管理のために特別の官庁が設置されている。——に基づくからである。封は通例、その土地の裁判権を持つ官憲によって、引き渡される。そのために封の譲渡もその官庁で行なわれねばならない。いずれにせよ、売り手が買い手に、封を譲渡したいと述べるだけでは、決して十分ではない。むしろ、売り手は、このような意志表示にも拘わらず、そして、裁判官がその結果として授封を行なったとしても、その土地の市民的所有権者に留まる。何故なら、封の譲渡は、それによって所有権が国家のものになる限りにおいてのみ、私人によって合法的に行なわれうる市民的所有権の真の移譲であって、単なる放棄ではないからである (S. 15)。

しかし、1843年11月6日の土地登記法第6条によれば、裁判所による土地譲渡契約の承認、および、それに先立つ封の譲渡を伴う授封は、今後は行なわれてはならず、それに代わって、所有権を保証するために、その土地に裁判権を持つ裁判官庁に保管される土地・抵当権台帳への、裁判官による新しい所有者の記載が行なわれるべきである。この記載が行なわれぬ限り、市民的所有権の獲得のための権利があるにすぎない。所有権の移譲 (Uebergabe) は土地所有権の譲渡のためには、最早必要ではない (S. 15)。所有権が分割されていて、所有者には下級所有権のみが属する土地に関しては、上級所有権者の同意が、譲渡のために必要である (注。封地=騎士領の譲渡については、依然として上級所有権者の同意が必要である。また、土地・抵当権台帳への新

しい所有者の記入の前に、授封が行なわれる。）。土地所有権は官庁の関与の下でのみ獲得されうるのである（S. 15-16）。

レーエン制度の古くさくなった形式性の一部分は、これによって廃止された。しかしながら、土地の取得に際して、同意（Consens）、契約の承認、いわゆる保護と、レーエン・家産裁判領主への依存が尚も必要なのは何故か。この単なる形式性は最近まで、農場領主的負担の賦課への、農民の抑圧および国民の権利の侵害への、絶えざるきっかけ以外のものではなかった（S. 16）。

人々は以下のことを明白に理解している。すべての文明国民の、正義に基づく一般の見解、世論が要求するものは、最早抑止されるべきではないことを。農民は、封の篡奪以前にそうであったように、再び自由な国家市民になることを。彼は第1に農場領主の、第2に国家の、不法にも二重に負担を負わされた領民では最早なくなることを。彼の土地所有はあの篡奪以前と同じように、負担を課されない自由な所有となることを。上記の不法な抑圧と負担は停止されるべきである。人々は正義のこの行為を国家のためにも実行しようとしている。——しかし、凶報は後からやって来た。農民は、議論の余地のない、この権利を獲得しようとする場合、彼にとって全く無償であるべきものに、先ず支払わねばならない、と。——横領された、かつての給与地の所有者は、彼が農民から不法に奪い、負担させたもの、彼が本来無償でなすべきものを、農民に再び返還し、解放する。しかし、残念なことに、農民が彼等に十分な補償を与える〔、という条件の下で〕（S. 16）。

しかも、それを命令したのは国家である。——国家は、これらの農民抑圧者が、上記した法的篡奪を少しも奪われないうで、補償されるように、これ程に同情的に彼らを心配している。騎士領所有者に対する国家のこれ程の愛着と不公平は、どこから来るのか。国家は、その御料地が騎士領と全く同じ起源・状況を持つために、国内のすべての騎士領所有者の第1位、第2位の者、したがって、農場・世襲貴族の長と自らを見なしている。——農民のこのように不法な強奪が一挙に、そして、すべてが無償で、中止されるならば、国家はその御料地の収入の極めて大きな欠損を被る。——これは、農場・世襲貴族に取り囲まれ、操られた我々の国家においては、全く自明で、自然な

ことである。そのために、真理と正義を説教する人々は、国家に関しては沈黙し、農民が支払えば、自由な所有権を与える、と言う (S. 16-17)。

この法的原則は、世襲貴族、封地・騎士領所有者、彼等から選ばれる大臣、および、直接間接に裁判所に影響力を持つ、彼等の徒党によって、農民を苦しめるために、生み出され、最近まで固執されてきた。しかし、正義の原則は国民の理性的意識に根付き、国民によって遵守され、その目的のためのすべての手段は国民に歓迎されるものでなければならない。これの発展に対する障害の一つとして、国家権力の専制主義がある。すべては国民からではなく、政府から出発せねばならない、という見解は、国家生活の全部門で根絶させる必要がある。国家市民はその安寧の源泉を、世襲貴族、封地・騎士領所有者と国家権力の行為ではなく、自らの、強力で慎重な努力の中に、求めるべきである (S. 17)。

公的事項への国家市民の関与は国政全般において開始されねばならない。国民の力が増大するのに比例して、行政、統治と官僚を増強するという、数ヶ月前まで取られていた体制は、基本的に誤りであり、有害であった。国民代表は、革命の、覚悟のある補佐人とならねばならない。国家市民から、上述の服従の二重の重圧が、そして、国税をしばしば5倍、10倍、いや、20倍も上回る農場領主＝農民的諸負担が減じられるならば、国家行政の配慮・権利・義務への著しい関与が国民に認められるならば、国民の意識的活動は立法の領域でも増大し、少数の特権の世襲貴族のみが、彼等に従属する裁判官とともに従来規定してきた、未耕のこの分野に向くであろう (S. 17-18)。

我々の国家とこれ程密接に関連しているレーエン制度が、そのすべての弊害と付属物とともに存続する限り、農場・世襲貴族が、その篡奪・不法とともに、その残基とともに、国務(宮廷、上下両院、内閣、各省)における、これ程圧倒的な、その影響力とともに存続する限り、見せ掛けだけでない、真剣な、国民的な、理性的な国家改革は考えられない。あらゆる問題において徹底的で、一般的に均等な、真の正義は、農民層にとっても、全国民にとっても、考えられない(注)。(注。ザクセンの1791年暴動令はレーエン・裁判領主によって、新しい封建的負担を賦課するために、悪用された。)

(S. 18.)

レーエン制度が廃止され、すべての封建的諸負担が廃棄されると、封の篡奪と自力自衛権から発生し、国法および私法において尚も存続する、すべての欠陥と残基が、そして、国民を貶める監督制度、抑圧等が終わるばかりではない。このような悪習の維持を企て、その廃止を阻むもの、真に国民的な改善を阻むもの、あらゆる反動も終わるであろう。——何故なら、すべての反動の出発点である反国民的党派は、永久に破滅するからである。反動によって国民から初めは摘み取られたが、正当防衛として不可避的である革命も、そこで終わるであろう。有益で理性的な改革が、平和的、法的な手段でもって自ずから、そして、党派的な抵抗なしに、始まるであろう。——ヨーロッパを非常に長く苦しめてきた不和は、これによって調停されるであろう（S. 18-21）。

したがって、我々はドイツ議会から、レーエン制度全体をドイツで廃止し、すべての封建的負担を最も正当に取り除く一筆「法律」を期待している（S. 21）。

何故なら、我々の世襲貴族は慣例ではなく、職務地の篡奪、世襲化と横領によって成立したからである。文化の発展は既に死刑の判決をそれに下した。しかし、この階級が存続し、我々の国家において支配的である限り、それは何の助けにもならない。したがって、法・道徳・宗教に反する、と健全な理性によって至る所で認められているもの、その醜悪さが長年の経験で認められているものを、国民はドイツ国民議会を通じて、合法的に廃止する権利・権限と勇氣・力を持つべきである。レーエン制度、および、それと結び付いた農場・世襲貴族を廃止することは、不可避的必要事である。この制度をその諸弊害から、国民に実に敵対的な諸傾向から、解放できる、という楽天的な希望を、長年の経験が、また、この制度に由来する、近年のすべての反動が否定している。このように的確な経験から学ばないで、何か決定的なものを規定しないことは、現在では、国民への裏切りでないとしても、少なくとも賢明ではない（S. 21-22）。

ドイツ国民は、その独立と自由を貴い血でもって獲得したので、一つの強力なドイツの再生をヴィーン会議から期待した。ドイツ国民の不幸は分裂にあったが、統一によって将来、ドイツ国民は幸運となるであろう、とナポレオンはかつて述べた。同じ

期待を当時の国民とその代弁者フォン・リンデナウ〔後に、ザクセン立憲君主制下の初代首相〕等も説いた (S. 22).

この間、国民は理性と判断力に固執し、貴族は旧来の権利に固執して、互いに激しく争った。身分的優遇、諸特権とレーエン制度に関して既に真理と認められているものを、実行に移して、貴族政治（その破壊が血塗れの今世紀の少数の良い成果の一つである。）の再興を予防するのは、今だ、というのが、最も一般的な国民の声であった。それに対して、特権領主は、根拠のない特権を放棄する代わりに、彼等の特権を最大限維持することに、全力を尽くした (S. 22-23)。この結果として、大抵のドイツ諸邦において、貴族は特権を得た。この特権は、君主の主権を侵さないが、国民にとっては重圧である。特権の裁判籍、家産裁判権、士官の地位への請求権、排他的参内資格等がそれである。貴族の傲慢が増大するとともに、国民の憤激も増大した。貴族の子弟だけが高級官僚に事実上任命される、と定められた場合、等である (S. 24)。

しかし、隣国〔フランス〕で晴天に雷鳴が轟くと、ドイツの貴族階級の美しい展望は一挙に曇った。貴族の諸特権は理性的な根拠を持っていないこと、貴族は全体の負担になっており、民力の自由な発展を阻害することを、国民は完全に意識するに至った (S. 24)。

もちろん、貴族は農民と同じように、彼の所有権の保護に対する請求権を持っている。それが篡奪と不法ではなく、現実の権利である限り、それは自明である。しかし、家産裁判権と狩猟権は、免税特権に関して至る所で見られたように、無償で廃止されるべきである。特に、不法に発生し、専制によって今日まで不正に維持され、売買契約の承認の際等に密輸入され、何の法的根拠もなく農民に尚も課されている、すべての農民的諸負担は、無償で取り除かれるべきである。これらの騎士領を現所有者が獲得した、獲得の仕方と私法上の根拠は、合法的で、封の取得 (Lehns-Suchung) と引き渡しの形式は規定とレーエン法に合致し、したがって、保有と所有は各所有者について、他のすべての所有者に対しては全く確実であるかもしれない。しかし、これらすべては、農民に対して、農民が負担する給付・負担を合法化するものではない。それらは、この請願書が証明したように、不法な負担である場合には、このような土地の私法的

取得によっては、それが何度繰り返されようとも、時効によってさえ、真の権利に転換されえない（注）。何故なら、このような騎士領の現在の、そして、すべての過去の所有者は、不法に負担を負わせ、圧迫した最初の篡奪者の代理人であったし、あるにすぎないからである。農民は彼の農場領主に対しては、現在まで一瞬も止まなかった不法的強制的状態に置かれており、それは農場領主＝農民関係全体の時効成立を法律上、不可能にしている（S. 24-26）。（注。かつての領邦令は農民の負担を重くしたが、農民はその作成と議決の際に聴取されることがなく、封建的身分制議会に代表を持ってもいなかった。レーエンゲルト＝保有移転貢租に関するザクセンの1751年の法令は、農民の権利を著しく害した。この法令の廃止を83村は1845年に著者グライヒェンを通じてザクセン邦議会に請願した。代議士ヨーゼフの提案に基づいて、下院の委員会はあの法令の廃止を決定したが、それは何の成果も生まなかった。S. 25-26.）

このような土地の所有移転に際して、農民が新所有者に給付すべきすべてのものに関して、譲渡された農民は債務者である。農場領主に対して農民に課された諸義務・諸負担の給付は強制である。しかし、それは、合法的義務としての、これらの負担の自由な承認ではない（S. 27）。

騎士領とその所有者の免税特権は権利ではなく、篡奪である。それは、国民全体に対しては、私法的に獲得された権利となりえない。政府の承認と保証によってさえ、そうである。何故なら、政府は、国民——身分制議会は国民の現実の委託者ではなかった。——の前以ての明確な同意なしには、それを賦与する権限を持たないからである。篡奪されて、今日まで不法に維持されてきた、この権利の停止に対する補償は、国庫あるいは国民の共同金庫から支出されるべきではない。農場・世襲あるいは封建貴族の恐るべき恣意が、ドイツで数世紀間も支配してきたのである（注）。それがなければ、国民と農民の多くの「権利」縮小、負担と圧迫は、これに関する厚顔な歴史偽造と同じように、生じることなく、また、今日まで維持されなかったであろう（S. 27-28）。（注。1833年にケムニッツの弁護士リヒターは、幾つかの村でザクセン憲法に関して講演した。最高官庁に知られるに至ったこの事実、および、彼がレーエン制度の廃止を目的とした請願書を起草し、それが多くの村から邦議会に届けられたことか

ら、彼は取り調べられた。この請願書によれば、封建的国家制度は諸負担の根源であり、それを遠ざけないでは、国家市民なるものは偽りにすぎない。更に、世襲裁判権と教会保護権を伴うレーエン国家制度全体が、また、共同耕地での狩猟権、村の河川での漁業権、あらゆる賦役労働と奉公が、無償で取り除かれるべきである。村長・聖職者・教師を含む、すべての官吏の選任権も、自力自衛権の時代に奪われたものとして、ゲマインデに返還されるべきである。リヒターが要求したことの多くは、時とともに、保有移転貢租、賦役、奉公等の権利者への補償によって合法的に実施された。家産裁判権と狩猟権の廃止も実現するであろう。しかし、農場・世襲貴族だけが権力を持っていた当時、15年前には、彼は1年の禁固刑に処せられ、刑の執行前に北米に亡命した。リヒターに関する取り調べは、著者 [グライヒェン] の請求に基づいて、1848年5月6日付けでザクセン法務省によって停止され、彼は刑を免除され、公民権も再賦与された。(S. 27-28.)

農場・世襲貴族、レーエン制度、および、これまで国民の権利と自由に反対してきた、貴族の謀反は、最早続きえない。このような国家的犯罪は最早許されない。法に先立つものは、既に法ではないので、それは廃止されねばならない。何故なら、その存続は、その企てる反動のために、他のすべての国家市民にとってばかりでなく、統治者自身にとっても、危険であるからである。というのは、従来のレーエン制度と宮廷制度（これによって宮廷貴族は、君主が国民の最も高尚な人々によって囲まれることを、組織的に阻止してきた。）が存続すると、農民層と国民に関わるすべての事項における、一般に有益な変更と改良——それを時代と国民が希望し、法と正義が命じている。——が、考えられなくなるからである。そのために我々はフランクフルト・アム・マインのドイツ国民代表から、ドイツにおけるすべてのレーエン制度の法的廃止とすべての封建的諸負担の廃棄を期待する。敬具。署名(注)。(注。この請願書に署名しようとする人は、ライプツィヒの著者の連絡所に通報されたし。)(S. 28.)

このパンフレットは、次の2文献によって紹介されている。先ず、Wigard 1848によれば、グライヒェン起草の請願書は、ドイツにおけるレーエン制度全体の法的廃止と

すべての封建的諸負担の廃棄を提案した。それは、レーエン制度と結び付いた、すべての農場領主的権利・権限と、あらゆる種類の農民的負担・義務との徹底的な廃棄を要求した。このような諸負担は、ドイツ国民議会の国民的立法という秩序ある方法によって取り除かれるべきである。レーエン領主制、土地の上級所有権、および、それと結び付いた、古くさい保護・隸属関係、の廃止によって除去される権利・権限の中、合法的取得が証明されるすべてのものについては、権利者は低額の補償を、ドイツ国民全体から、あるいは、これが実施不可能な場合には、各邦の国民全体から、受け取るべきである。その場合、封建的諸負担を義務付けられた農村住民には、全国民に比例した金額以上が賦課されてはならない。レーエン領主制と裁判領主制の濫用によって不法に農民に課せられた、すべての封建的諸負担は、農民の土地における狩猟権を含めて、全く無償で廃棄されるべきである。時には極めて高額の地代の引き受けによって既に償却してしまった義務者には、彼がそれについて特別に提議できるような、軽減措置が講ぜられることが、期待される。家産裁判権は完全に廃止されるべきである。教会・学校勤務者の諸関係は法的に規制され、彼等への現物給付は停止され、聖職者の土地は取り上げられ、関係のゲマインデは、これらの地位を自由に選出する権利を与えられるべきである。行政・警察事項における煩わしい監督は廃止され、内部問題の規制に関する諸ゲマインデとその他の閉鎖団体の自治権は拡大されるべきである (Wigard 1848, Bd. 4, S. 2391. 更に、柳澤 1974, pp. 172-174を参照.)。

次に、Zeise 1965によれば、グライヒェン起草の請願書は、ドイツにおけるすべてのレーエン制度の法的廃止とすべての封建的諸負担の廃止を提案した。法的取得が証明された権限だけが、公正な方式で償却され、その補償金はドイツ国民全体によってあるいは各邦国民全体によって調達されるべきである、と主張されている (Zeise 1965, S. 197-198.)。10年ばかり前から精力的に農民の利害を代弁してきたグライヒェンは、依頼人の委託で国民議会への請願書を起草した。この文書は先ず、レーエン制度の歴史を簡潔に概観し、重圧的な封建的諸負担は農民とレーエン領主の間の自由な契約に遡るのではなく、レーエン法と自力自衛権によって強制され、後には家産裁判権と警察権によって不法にも増大させられた、と述べた。このようにグライヒェンは封建的

諸負担の不法で反理性的な性格を暴露し、償却政策の基礎となっている、いわゆる諸負担の合法性の議論に反駁した。その上で彼は、同時代の多数の自由主義者と対立して、償却諸法を批判し、国家を騎士領所有者の代弁者と規定した。何故なら、農民にとって無償でなければならないものに対して、国家は農民に支払いを要求するからである（注。この立場は恐らく農村住民の圧力によるものである。同年4月に刊行されたパンフレット Graichen 1848(b)では、彼は封建的諸負担の無償廃止に反対していた。）。最後に、グライヒェンは、レーエン制度と政治的反動との関係を暴露し、レーエン制度の廃止から国民の抑圧と、あらゆる反動・革命との終末を、そして、合法的な理性的改革の政策を期待した。そのために〔国民〕議会は、ドイツにおいてすべてのレーエン制度を法的に廃止し、あらゆる封建的諸負担を正当に廃棄すべきである。グライヒェンは革命的介入には反対した。貴族の所有権の中、不法に発生しなかったことが証明されるものは、保護されるべきである。その他のすべての「法」は、それが現所有者によって形式的には合法的に獲得されたとしても、無償で廃止されるべきである。何故なら、騎士領の私法的獲得も時効も、不法を法に転化することはできないからである（Zeise 1965, S. 200-201.）。この請願書は、パンフレットとして印刷され、多くの新聞で広告されて、全国に広まった。これは、農村住民の要望と要求に照応していたので、よく売れ、1ヶ月のうちに4版を重ねた。その意義は、それが約150集落によって署名されて、国民議会に提出されたことだけにあるのではない。それは広範な宣伝効果を挙げ、封建的諸負担の償却に関する騎士領所有者とそのすべての追随者の主張を説得的に論破し、農村住民の中の、反封建闘争において自らの利害をまだ認識していなかった部分に、封建的諸負担の不法性とその無償廃止の要求を普及させた（Zeise 1965, S. 201-202.）。

尚、この紹介の119ページの代議士ヨーゼフについては、松尾 1988, p. 439を、弁護士リヒターについては、松尾 1978, p. 145を、参照されたい。

引用文献目録

- Graichen 1841 = Heinrich Graichen (Hrsg.), *Mittheilungen aus der landwirthschaftlichen Rechtskunde, der Oeconomie-, Dorf- und Bauern-Rechte*", Thl. 1, Leipzig.
- Graichen 1842 = Heinrich Graichen, *Handbuch über Ablösungen, Gemeinheitstheilungen und Grundstückszusammenlegung*, Leipzig.
- Graichen 1845—46 = Heinrich Graichen (Hrsg.), *Blätter für volksthümliche Rechtskunde. Eine Wochenschrift mit Intelligenzblatt für literarischen, juristischen, landwirthschaftlichen und gewerblichen Geschäftsanzeigen*, 1. und 2. Jg., Leipzig.
- Graichen 1848(a) = Heinrich Graichen, *Petition an die Vertreter des deutschen Volks zu Frankfurt a. M., die Aufhebung des gesammten Lehnwesens und die Abschaffung aller Feudallasten in Deutschland s. w. d. a. betreffend. Im ausdrücklichen Auftrage und beigebrachter Vollmacht seiner Clienten aus dem Bauernstande im Königreich Sachsen*, Leipzig.
- Graichen 1848(b) = Heinrich Graichen, *Offener Brief... zunächst an seine Clienten aus dem Bauernstande des Königreichs Sachsen. Den gewaltigen Umschwung der Dinge und die endliche Regulirung der gutherrlich-bäuerlichen Verhältnisse betreffend*, Leipzig.
- Seydel 1908 = Paul Seydel, *Geschichte des Rittergutes und Dorfes Limbach in Sachsen*, Dresden.
- Wigard 1848 = Franz Wigard (Hrsg.), *Stenographischer Bericht über die Verhandlungen der deutschen constituirnden Nationalversammlung zu Frankfurt am Main*, Leipzig, 7 Bde.
- Zeise 1965 = Roland Zeise, *Die antif feudale Bewegung der Volksmassen auf dem Lande in der Revolution 1848/49 in Sachsen*, Diss. Potsdam.
- 松尾 1978 = 松尾展成, 「ザクセン「九月騒乱」期の同時代パンフレットにおける農業・土地問題」, (3), 『岡山大学経済学会雑誌』, 9巻3号.
- 松尾 1988 = 松尾展成, 「三月革命期における騎士領プルンシェンシュタイン(南ザクセン)からの請願書への序論」, 同上誌, 14巻3・4号.
- 柳澤 1974 = 柳澤治, 『ドイツ三月革命の研究』, 岩波書店.